

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所 保安規定）【6】
2. 日時：令和4年9月7日 13時30分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、秋本管理官補佐、宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、皆川主任安全審査官、岩崎安全審査官、小野安全審査官

実用炉監視部門

水野企画調査官、志賀主任監視指導官

事業者：

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 副部長 他8名

原子力本部 原子力部 主任 他6名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他2名※

中部電力株式会社

原子力部 総括・品質保証グループ 専任副長 他2名※

北陸電力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム 統括 他2名※

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー 他4名※

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 部長 他2名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長代理 他1名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ グループリーダー 他2名※

5. 要旨

(1) 東北電力株式会社から、女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和4年7月20日、8月31日及び9月7日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（66条 先行BWRプラントとの比較

表)】

- 燃料プール代替注水系の確認事項について「項目なし」としているが、当該系統に係る運転上の制限の確認をどのように行うかを整理し説明すること。
- 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備の運転上の制限に係る適用される原子炉の状態（冷温停止、燃料交換）の所要値（復水貯蔵タンク水量）が、第40条に規定される値と異なっているが、運用上問題ないことを説明すること。

(3) 東北電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- ・ 女川原子力発電所2号炉 新規制基準保安規定変更に係る論点の整理について
- ・ 女川原子力発電所2号炉 新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について
- ・ 東北電力女川原子力発電所新規制基準保安規定審査スケジュール（案）
- ・ 女川2号保安規定 指摘事項に対する回答整理表
- ・ 女川原子力発電所2号炉 復水貯蔵タンク水位の維持管理について
- ・ 女川原子力発電所2号炉 補助パラメータの運用について